

建設工事請負契約書（案）に関する質問・意見への回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問・意見の内容	回答
1					表紙	以下誤字修正願います。（署名欄箇所）  (単独企業の場合) 受発注者	ご指摘のとおりです。建設工事請負契約書（案）を修正いたします。
2	1	第1条	2	(4)	本件工事	ここでの工事監理は、建築基準法及び建築士法に規定される工事監理と考えてよろしいですか	ご理解のとおりです。
3	1	第1条	3		総則	実施設計図書や技術提案書は、募集要項等の規定やそれらに関する質問回答の結果を踏まえて作成されているため、募集要項等に示された水準を下回ることではないこと、また2文目に「・・・、この契約書、質問回答書、要求水準書、募集要項、実施設計図書、技術提案書の順に」とあることから、各号については以下の通り修正願います。また、第26条第1項第1号についても適宜削除願います。  (1) この契約書 (2) 実施設計図書 (3) 技術提案書 (4) 質問回答 (5) 要求水準書 (6) 募集要項	原文のままとします。
4	1	第1条	3		質問回答書	令和3年4月19日付の質問回答書も含まれると考えてよろしいですか	ご理解のとおりですが、要求水準書及びその質問回答については時系列で新しいものが優先されます。

建設工事請負契約書（案）に関する質問・意見への回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問・意見の内容	回答
5	2	第2条	3		調整	<p>契約公平性の観点から、以下の通り条文修正願います。</p> <p>3 受注者は、市が本施設の引渡し後に直ちに本施設の運転を開始しなければならないことを認識し、かつ了解の上で、この契約を履行するものであり、この契約の履行の完了までに発注者の予定する大在水資源センターからの汚泥の流入その他の処理連携業務のみならず、この契約の履行の完了後に発注者が予定する本施設の運転又はその準備上密接に関連して事前に必要な調整についても、<b>発注者と受注者で協議・合意した範囲での費用及び責任</b>で適切に対応し、発注者及び大在水資源再生センターで従事する第三者に損害を被らせないものとする。<b>但し、発注者の責に帰する場合はこの限りではない。</b>なお、受注者は、発注者の要請に従い、<b>両者で協議・合意することを条件に</b>、この契約の履行の完了後も、本施設内の設備等の取扱説明、技術支援その他合理的な範囲で本施設の円滑な運転に協力しなければならない。</p>	原文のままとします。
6	2	第3条	2		工事計画書	<p>工事計画書は、工事監理者の承諾を得て発注者に提出するとありますが、工事監理者は建築基準法及び建築士法に基づくことからして、本項の規定は建築工事の場合が該当するものと考えてよろしいでしょうか</p>	<p>ご理解のとおりです。 契約書（案）を修正しました。</p>
7	2	第3条	3		公共工事標準仕様書等に基づく書類	<p>公共工事標準仕様書、工事監理指針等に基づく書類を作成し、工事監理者の承諾を受けるとありますが、工事監理者は建築基準法及び建築士法に基づくことからして、本項の規定は建築工事の場合が該当するものと考えてよろしいでしょうか</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>
8	2	第4条	2		実施設計図書の提出期限	<p>受注者が建設工事工程を考慮のうえ、業務計画書において提出期限を任意に定められるものと考えてよろしいでしょうか</p>	<p>建設工事の工程及び市の確認期間（事前打ち合わせを除き1カ月程度）を考慮の上、提出してください。</p>

建設工事請負契約書（案）に関する質問・意見への回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問・意見の内容	回答
9	3	第4条	2	(2)	本件設計	<p>発注者の責による不適合もあり得るため、その場合は発注者が当該責任を負担するものと理解致します。そのため以下の通り条文修正願います。</p> <p>(2) 発注者は、前各号に定める確認を理由として本件工事等その他この契約の履行の全部又は一部について、<b>発注者の責に帰する場合を除き</b>、何ら責任を負担するものではなく、受注者は、前各号に定める発注者の確認をもって、第56条の責任を免れることはできない。</p>	<p>本号にいう発注者の確認により責任を引き受けるものではないことを定めるものです。発注者の責めに帰する場合は想定されません。原文のままとします。</p>
10	4	第7条	6		著作権の利用	<p>発注者による、受注者が作成したプログラム及びデータベースの利用に際しては、両者で協議・合意した利用上の規定を別途設定致したく、ご検討願います。</p>	<p>本契約の目的である成果物の利用が制約を受けるのであれば、その引渡義務は不完全履行となります。原文のままとします。</p>
11	6	第16条	1		工事監理者	<p>ここでいう工事監理者は、建築基準法及び建築士法に基づく監理者と考えてよろしいですか</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>

建設工事請負契約書（案）に関する質問・意見への回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問・意見の内容	回答
12	6	第17条	3		事前調査等	<p>”合理的な範囲での近隣対策”は、発注者と受注者間で協議・合意した範囲として頂きたく、お願い致します。また、本事業実施に係る近隣住民からの了解取付含む住民対応は発注者の所掌範囲であると考えますので、以下の通り原文修正願います。また、当該修正に併せて実施方針_別紙1リスク分担表No. 11のリスク負担区分「事業者：○」を「事業者：△」に修正願います。</p> <p>3 受注者は<b>発注者と共に</b>、募集要項等及び技術提案書に基づき、本事業への近隣住民の了解を得るために発注者が実施する近隣住民への本事業に係る事業計画の説明を支援するとともに、受注者事前調査により知り得た本件工事により生じ得る生活環境影響を踏まえた合理的な範囲での近隣対策（本件工事の7内容を近隣住民に対して周知させること、本件工事の作業時間について近隣住民の了解を得ること、及び車両の交通障害、騒音、振動その他工事に伴う悪影響を最小限度に抑えるための対策を含むが、これに限られない。）を実施する。</p>	<p>前段について、原文のままとします。当該リスク分担は、事業者が実施する業務に起因して住民への対策が必要となった場合です。事業の実施そのものに対しての住民対応は市のリスクとしています。後段について、原文のままとします。受注者は、発注者が実施する近隣住民への対応への協力と、合理的な範囲での近隣対策を行ってください。</p>
13	7	第19条	3		履行報告等	<p>契約公平性の観点から、以下の通り条文追記修正願います。</p> <p>3 契約の履行が募集要項等及び技術提案書を満たさないと発注者が判断した場合には、発注者は、その是正勧告その他必要な措置を行うことができる。この場合において、正当な理由なく、受注者が是正その他発注者により必要とされた措置を発注者が定めた期間内に行わない場合には、発注者は、第59条第1項第2号を準用してこの契約を催告の上で解除することができる。なお、発注者は、モニタリングの実施を理由として、本事業の実施の全部又は一部について、<b>発注者の責である場合を除き</b>、何ら責任を負担するものではない。</p>	<p>発注者によるモニタリングの実施により本事業の実施の責任を引き受けるものではないことを定めるものです。発注者の責めに帰する場合は想定されません。原文のままとします。</p>

建設工事請負契約書（案）に関する質問・意見への回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問・意見の内容	回答
14	14	第40条	1		請負代金の変更に代える実施設計図書等の変更	”特別な理由”を具体的に教示願います。	請負代金の増額を要する場合に、その予算措置が講じることができないときなど、国や地方公共団体といった発注者の会計制度上の制約を念頭に置いた公共工事標準請負約款に一般的な規定です。
15	17	第51条	1、2		債務負担行為に係る契約の特則	募集要項P. 5に記載の設計・建設費に係る提案上限価格5,000,000,000円（消費税含まず）に基づく、各年度毎の支払限度額及び支払限度額に対する出来高予定額をご教示願います。	提案価格の年度別内訳に記載される金額によります。
16	19	第56条	3		契約不適合責任	契約公平性の観点から、代金減額に係る減額金額の決定は、発注者と受注者間で協議・合意した上でなされるものと致したく、ご検討願います。	原文のままとします。
17	19	第57条	3		受注者の履行遅滞の場合における損害賠償	契約公平性の観点から、受注者が負担する損害金の範囲は、受注者の責に帰すべき事由により発注者に生じた本契約に基づく直接損害（履行遅滞により追加で貴市が負担した、埋立に要した費用や他施設への運搬費等）に限定して頂きたく、条文修正再考願います。	原文のままとします。
18	22	第64条	1		発注者の損害賠償請求	契約公平性の観点から、損害賠償請求額の範囲は、本契約に基づく契約不適合箇所の修補相当額に限定頂きたく、ご検討願います。	原文のままとします。
19	23	第66条	5		契約不適合等責任期間	契約公平性の観点から、損害賠償請求額の範囲は、本契約に基づく契約不適合箇所の修補相当額に限定頂きたく、条文修正願います。	原文のままとします。

建設工事請負契約書（案）に関する質問・意見への回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問・意見の内容	回答
20	23	第67条	1		賠償の予約	<p>基本契約第14条第3項①及至④に違反した場合の規定は、維持管理・運営契約書でカバーされること及び契約公平性の観点から、以下の通り条文修正願います。</p> <p>受注者は、基本契約第14条第3項第1号①乃至④（同号④に規定する刑法第198条による刑が確定したときを除く。）のいずれかに該当するときは、発注者がこの契約を解除するか否かにかかわらず、賠償金として、この契約による請負代金額の10分の2に相当する額を発注者が指定する期間内に支払わなければならない。<del>本件工事等その他この契約の履行が完了した後も同様とする。</del></p>	原文のままとします。
21	23	第67条	3		賠償の予約	<p>契約公平性の観点から、賠償金の範囲は同条第1項に規定する金額に限定頂きたく、以下の通り条文修正願います。</p> <p><del>3 第1項の規定は、発注者に生じた損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、その超過分について賠償を請求することを妨げるものではない。</del></p>	原文のままとします。